

女性起業サポート業務委託仕様書

1. 目的

本市の地方版総合戦略である「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」に掲げられている施策の「新たな仕事と雇用の創出」を推進するために、起業を希望する女性に対し、起業の準備から起業後のフォローアップまでを総合的に支援するものである。

2. 委託業務内容

発注者である川西市産業振興課担当者と業務内容に関する具体的な打ち合わせ協議を行い、次の内容を実施する。

(1) 年間計画の作成

事業を開始するにあたっては、年間支援計画を策定し、市に提出する。

(2) プレセミナーの実施

次号に記載の段階に応じた支援を実施する前に、起業に関心はあるがまだ何も情報を手にしていない段階の方など、幅広い層に起業の魅力を伝えられるプレセミナーを実施する。

(3) 各段階に応じた支援等

a) 起業に関心がある段階、 起業を希望する段階、 起業準備段階、 起業初期段階までを総合的に支援するため、各段階に応じた下記の支援を実施する。今年度は当事業において、『2年以内に開業届を提出する人の数』及び『仕事に対する満足度』の向上を目指し、起業準備段階及び 起業初期段階への到達に重点を置く。

なお、対象者は川西市在住の女性及び川西市内で起業を考えている女性であって、2年以内に開業届の提出を目指す人とする。

段階	概要
起業に関心がある段階	セミナーを開催すること。 ・参加者数：各回 30 名程度
起業を希望する段階	セミナーを開催すること。 ・参加者数：各回 20 名程度
起業準備段階	セミナーを開催すること。(市や川西市商工会等の関係団体が行うセミナーとの連携を含む。) ・参加者数：各回 20 名程度
起業初期段階	女性起業家のネットワークを構築し、情報交換や継続学習

が行える環境を整備すること。

b) 前年度女性起業塾を修了した者（以下「1期生」という。）や潜在的な市内の高レベル層に向け、自己に必要な授業を取捨選択できるようなカリキュラムを用意すること。

c) 1期生と a)記載の本年度の女性起業塾の受講生との交流を図り、市内の女性起業家のネットワークを構築すること。

d) 各セミナーの開催にあたり、下記を実施するものとする。

- ・参加者名簿を作成すること。
- ・テキストを作成し、人数分準備すること。
- ・セミナー欠席者に対しては、必要に応じて、適切なフォローアップを行うこと。
- ・参加者が未就学児の子どもを同伴する場合には、セミナー実施会場と同一建物内で、安全の確保に配慮した託児を実施できるように努めること。
- ・アンケートを作成し、毎回セミナー終了後にアンケートを実施すること。また、その結果を市に報告すること。
- ・開催会場については、市が用意した会場で行うこと。
- ・市と協議し、事業の目的を達成するために必要な経費であって、参加者から徴収することが適当であると思われる実費相当分の費用を個人負担金として徴収することができる。

(4) 問い合わせ窓口の設置

問い合わせ窓口を設置し、参加申込者の受付及び問い合わせ等に対応すること。

(5) 相談窓口の設置

相談窓口を設けて、セミナー参加者等の個別相談に応じる。その際、相談記録票等を作成・保存するとともに、相談ニーズ及び内容の分析を行う。なお、相談記録票の作成・保存にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意し、業務完了後は市に引き渡すこととする。

(6) 総合調整窓口の設置

女性起業の総合調整窓口として、関係団体との連携を図るとともに、必要に応じて、セミナー参加者や相談者等を適切な関係団体に誘導する。

(7) その他、女性起業支援のための事業の提案・実施

女性の起業を支援するための事業として、セミナーの開催以外に効果的と考える事業があれば、市へ提案するとともに、協議のうえ実施する。

(8) 専用ページ（HP、facebook等）の作成やチラシの作成・配布等広報の実施

各事業の周知を図るため、専用ページや広報用のチラシの作成を含めて工夫を凝らした広報を実施するなど、支援施策の見える化を進めるとともに、創業関連情報をタイムリーに発信すること。また、川西女性起業塾の様子やロールモデルのストーリーを発信することで、潜在的な起業希望者を開拓すること。また、広報用のチラシについては、

各事業を効果的に実施するため必要な枚数を作成し、配布すること。

(9) 参加者同士が交流できる環境の整備

交流会の実施やSNS等でのグループの作成を通じて、参加者同士の交流を促すこと。

(10) 報告書の作成

セミナー等の実績報告

開催後、速やかに結果報告書を提出すること。

実績報告書、収支決算書

業務完了後、速やかに提出すること。

3 . 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 . 留意事項

- (1) 委託業務の履行に際し、この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、市の了承を得ないで他に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この業務の終了後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、市担当者及び関係団体と十分協議すること。
- (3) 市から受託者に対して、委託業務の処理状況について調査があった場合は、速やかに報告すること。
- (4) 不足の事態が発生した場合には、受託者は市の指示を仰ぐものとする。またその他必要な事項については市が受託者に指示し、受託者はこれに従うものとする。
- (5) 川西市商工会をはじめとする関係団体と密に連絡を取り合い、良好な関係を築くこと。
- (6) 本事業により得られたデータ及び成果品は、川西市に帰属するものとし、川西市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (7) 川西市が実施する本事業以外の起業支援関連の事業との連携に努めること。
- (8) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (9) 受託者は、本事業遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」及び「川西市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (10) 本事業に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、川西市に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に川西市に報告し、対応を協議すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、こ

れを決定すること。

(12) 受託者は、受託者の利益となりうる商品の販売、宣伝及びこれに類する営業行為を行ってはならない。

(13) 「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」の計画期間終了年度（平成31年度）まで本事業を継続して実施する予定であることから、同総合戦略に掲げる目標を達成できるよう、将来に渡って効果的な事業設計を行うこと。

5. 成果品

業務報告書：3部

アンケート結果：原稿一式

各回配布テキスト：原稿一式

～ ならびに業務に係る電子データ一式